

# セントラル・バンキングの一般原則

イングランド銀行副総裁，サー・アーネスト・マスグレーブ・ハーヴェイの『中央銀行』（1927年）を中心に

小 栗 誠 治

## I はじめに

本稿で紹介するハーヴェイ（Harvey, E.）の著書『中央銀行（Central Banks）』（1927年）を筆者がはじめて手にしたのは2005年にロンドン・スクール・オブ・エコノミクスにおいてであった。一読して本書は中央銀行の原型ともいえるイングランド銀行生え抜きのセントラルバンカーによる貴重な著書であり，誠実に円熟したセントラルバンカーによる正統的セントラル・バンキング論が展開されているとの感を強くした。同書で述べられている「セントラル・バンキングの一般原則（General Principles）」は，出版からかなりの年月が経過しているとはいえ，変化の激しい現代においてこそ改めて熟読玩味されるに値するものである。

本稿では，まずⅡにおいて，ハーヴェイの経歴，業績等を紹介した後，本稿の背景として金本位制や中央銀行を巡る当時の状況を説明する。次にⅢにおいて，本稿の主題であるハーヴェイによるセントラル・バンキングの一般原則を紹介するとともに，若干の検討を行う。Ⅳでは，ハーヴェイも深く関与したと思われるイングランド銀行ノーマン総裁の提示したセントラル・バンキングの一般原則および当時急速に高まった中央銀行間の国際協力に関する原則を紹介する。Ⅴでは，西川元彦氏が示した中央銀行の伝統理念に触れ，結びとする。

## Ⅱ ハーヴェイの経歴等と中央銀行を巡る当時の状況

ハーヴェイのセントラル・バンキング論を説明する前に，彼の経歴，業績，

人物評を簡単に見ておこう<sup>1)</sup>。ハーヴェイは、1885年にイングランド銀行に入行、1918年にはイングランド銀行の職員の最高ポストである業務局長を3年間経験した後、1925年に監督役に任命された。監督役は、イングランド銀行の内部管理事項を処理し、理事会と職員の間を調整するとともに、正・副総裁を補佐する新設の職位であった。その後1928年に、当時のイングランド銀行のノーマン総裁は、ハーヴェイを副総裁にする準備段階として理事に抜擢し、翌1929年副総裁に任命した。イングランド銀行生え抜きの幹部が副総裁に任命されたのはハーヴェイが初めてであった。ハーヴェイは1936年にケイターズに引き継ぐまで副総裁の職にあり、同年退職した。

ハーヴェイは早くから副総裁の候補とみなされてきた人物であった。ハーヴェイは個人的にはイングランド銀行理事全員の意になかった人物であったが、以下のような2つの理由から、彼の副総裁実現はかなり遅れた。「公然といわれた反対理由は、銀行の奉公人(a servant of the Bank)を抜擢するという革命的な措置をとると、彼が商家社会(the mercantile community)出身でないから、どうしても銀行内部の金融官僚を代表することになる。これでは、どん欲な政府によって簡単に餌食にされる道を開くということであった。しかし、この背後にはもう一つの理由があった。すなわち理事のうち少なくとも何人かの人達は、ひとたびハーヴェイ選出にふみきれば、それは二メイヤーに道を開くことになるという恐れを抱いていた。主たる理由は、彼が大蔵省出身であるところから、理事達が二メイヤーはホワイトホール(英国政府)当局という侵略者達に対抗する上で頼りにならないということ(全く不当なことだが)恐れていたためと思われる<sup>2)</sup>。

しかし、ハーヴェイ選出に対するこうした間接的な反対は、その後撤回されることとなり、1929年にハーヴェイは副総裁に選出された。「ハーヴェイは他の誰もがかなわないほど、同行をすみずみに至るまで知りつくしており、ノ-

1) Harvey, E(1927) p 9. Sayers, R. S(1976) 訳508 509, 850 851頁. Roberts, Richard and David Kynaston(eds. )(1995) 訳236 237頁.

2) Sayers, R. S(1976) 訳894 895頁.

マンが副総裁としてのハーヴェイに期待していたのは、完全な意味で自分の代理になるというよりは、むしろ役人の例にみられるような完全な事務次官としてうまくやってくれることであった。<sup>3)</sup> 実際、ハーヴェイは副総裁として目覚ましい活躍をした。「ハーヴェイの副総裁としての仕事振りはどのような点からみても目覚ましい成功であったといえる。1931年のあの最もきわどい数週間、たまたまノーマンが病に臥していたにもかかわらず、彼は、真に卓越した能力と経験を持つ先輩理事達の支援を得て、イングランド銀行の舵をとり、これを見事に乗り切った<sup>4)</sup>」のである。

次に、ハーヴェイが『中央銀行』(1927年)を著した時代の通貨制度である金本位制について、その歴史的流れを簡単に振り返っておこう<sup>5)</sup>。金本位制は1816年に英国で初めて法制的に確立されたが、それ以降1900年までには殆どの国において金本位制が採用されるに至った。日本も1897年の貨幣法で金本位制を採用した。しかし、第1次世界大戦中には、金本位制が停止されるに至り、戦後もその状態が続いていたが、そうした状況の下、1920年のブリュッセル会議、1922年のジェノア会議において、金本位制を離脱した国はなるべくそれに復帰すること、中央銀行のない国はなるべく早く中央銀行を設立することが決議されるに至った。こうした流れを受け、1920年代は各国とも金本位制への復帰に努力したほか、世界各国において新たに中央銀行が設立されるに至った(南ア連邦、ペルー、コロンビア、ハンガリー等)。また、各国中央銀行の協力の場として、国際決済銀行(BIS)が1930年に設立された。しかし、その後1930年代に入ると、各国で恐慌が起こり、不況が深刻となり、せっかく再建された金本位制はもろくも崩壊するに至った(1931年には英国、日本が金本位制を停止、1933年には米国、1934~36年にはフランス、ベルギー、オランダ、イタリア、ポーランド、スイスが金本位制から離脱)。ハーヴェイが本稿で述べるような中央銀行の一般原則を提示したのは、このような国際的に中央銀行という

3) Sayers, R. S. (1976) 訳854頁。

4) Sayers, R. S. (1976) 訳897頁。

5) 呉文二(1980)「中央銀行」『経済学大辞典』(東洋経済新報社)、810頁。

観念が明確になり、中央銀行相互間の協力が急速に高まった時代状況の時であった。

ハーヴェイは、Ⅲで見るとおり、セントラル・バンキングの一般原則を提示するが、この原則の作成にあたり最も重要視した基準は「健全性」という基準である。一国の中央銀行が健全であることは、ひいては通貨の健全性につながる。ハーヴェイの一般原則は、健全な中央銀行の内容を具体的に示したものとイえる。1922年のジェノア会議で出された見解を別とすれば、国際的な専門機関が認めたセントラル・バンキングに関する公式の原則はその当時まだ公表されていなかっただけに、ハーヴェイの貢献は大きい。

ハーヴェイはこの一般原則を中央銀行関係者、学者等の権威者に示し、彼らとの間で数多くの意見交換を行っている。その結果、全ての原則をカバーしているとはいえないものの、これらの原則が健全なセントラル・バンキングの基礎として一般から十分受入れられるものであると、ハーヴェイは自負している<sup>6)</sup>。

ところで、セントラル・バンキングの理論と実践に関する研究が広く注目されるに至ったのは、1900年代初頭のことであり<sup>7)</sup>。もちろん、これ以前に英国では1844年のピール条例の制定にあたりイングランド銀行のあり方や発券制度について活発な議論、研究がなされたのは周知のことであるが、中央銀行制度が世界的に注目を集めるきっかけとなったのは、1つは1914年の連邦準備制度創設のための調査、研究を行った米国のオールドリッチ (Aldrich) 委員会の報告書であり、もう1つは第1次世界大戦後のドイツ、オーストリア、ハンガリー等ヨーロッパ諸国の中央銀行の改革を行う基礎となった1922年のジェノア会議における金融委員会の報告書であった。このほか、1925年の南ア準備銀行に関するヴィサリング (Vissering)・ケメラー (Kemmerer) 報告書、1926年のインド準備銀行創設のため王立インド通貨及び金融委員会の報告書も中央銀行に関する当時の貴重な研究成果であった。中央銀行の名前とその実体の重要性が不

---

6) Harvey, E. (1927) pp.12-13.

7) Harvey, E. (1927) pp.10-12.

動のものとして確認されたのは、こうした第1次世界大戦前後の一連の調査研究や国際会議であった。

しかし、ハーヴェイによれば、当時、このように中央銀行の理論と実践が注目されたにも拘らず、セントラル・バンキングの内容、目的、支配的原則については、まだ多くの誤解があったという<sup>8)</sup>。ハーヴェイは、中央銀行の目的、機能などを論じる際、学者が簡単化のため「セントラル・バンキング (central banking)」という言い方をしてきたのは不幸であり、一国の準備通貨を集中的に保管し、これをコントロールするという中央銀行の基本機能を一層的確に表現するには「セントラル・リザーブ・バンキング (central reserve banking)」の方が好ましいとしている<sup>9)</sup>。中央銀行が本格的な中央銀行に発展していく過程では、銀行券発行の集中と支払準備の集中という2つの集中過程がともに不可欠であるが、ハーヴェイは、銀行券の集中は中央銀行の行うあらゆる業務の基本であるが、これだけでは今日の中央銀行が成立したとはいいがたく、銀行券発行の集中と密接に絡みつつ流通界の支払準備が中央銀行に集中的にプールされていく過程の方をより重視している。そのことが「セントラル・リザーブ・バンキング」を主張する所以である。中央銀行の名前にも、例えば米国の「連邦準備銀行」や「南ア準備銀行」、「ニュージーランド準備銀行」などのように「準備」という中央銀行の最も重要な機能が名前に使われている国もある。

ハーヴェイは、セントラル・バンキングの一般原則をまとめるにあたり、あるひとりの人物の著述や会話が極めて参考になったと述べている。その人物はストラコッシュ (Strakosch) である。彼は、本来は国際金融業務に経験を積んだ金鉱関係の融資業に従事していたが、南ア準備銀行創設のスキームを考案した人物であり、国際連盟財政委員会や王立インド通貨及び金融委員会のメンバーでもあった<sup>10)</sup>。ハーヴェイは、彼を「独立した偏りのない権威」であると賞賛している<sup>11)</sup>。

---

8) Harvey, E. (1927) p.12.

9) Harvey, E. (1927) p.12.

10) Sayers, R. S. (1976) 訳214頁.

11) Harvey, E. (1927) p.13.

### Ⅲ セントラル・バンキングの一般原則

ハーヴェイは、著書『中央銀行』(1927年)において、セントラル・バンキングの重要原則として、13の原則を挙げている。以下、その原則の内容を紹介するとともに、必要に応じ若干の検討を行うこととしたい<sup>12)</sup>。

#### 1. 中央銀行は、銀行券の独占的発行権を持たねばならない。

金融政策の目的は、一国の貨幣単位の購買力の安定性を維持することである。貨幣単位の購買力の安定は、一般物価水準及び金との関係によって測られる。この目的を達成するため、中央銀行は、経済活動の変動に応じて要求される通貨及び信用の量を適切にコントロールすることができなければならない。これを可能とするためには、通貨の管理は独占的に中央銀行に行わせることとし、他の機関が別の通貨を発行することによって中央銀行の政策に介入することができない形にすることが必要である。中央銀行が通貨の独占的発行権を持っていれば、日々の資金需要や中央銀行が供給すべき資金量を正確に推計することができ、適切な通貨の管理が可能となる。さらに、中央銀行は一国の準備通貨を保管し、維持する責任を有しており、この重要業務を遂行するためにも、通貨の管理は独占的に中央銀行が保有しなければならない。

もっとも、歴史的に見れば、例えばスコットランドや米国では18～19世紀において民間銀行が銀行券を競争的に発行した事例もあったものの、多くの困難に直面し、多くの国において銀行券の発行は中央銀行が独占する体制がとられるに至った。これは歴史的な必然であった<sup>13)</sup>。

#### 2. 中央銀行は、政策と運営の両面にわたり政府のコントロール及び政治の影響から自由でなければならない。

12) Harvey, E. (1927) p.16 23. なお、ハーヴェイはセントラル・バンキングの原則についてマクミラン委員会における証言においても同様のことを述べている(Committee on Finance and Industry 1931 訳1 8頁)。

13) 西川元彦(1984) 66頁。

中央銀行が最も効率的に機能するためには、社会のどの階層からも支持と信頼を確保することが不可欠である。一国全体の利益のためにのみ働くこと及び健全な金融、経済を目指した政策を絶えず採用することによってのみ、中央銀行は社会のすべての階層から等しく信頼を得ることができ、一国全体へ奉仕するという伝統を確立することができる。

中央銀行がこうした機能を十分に発揮するためには、中央銀行の政策と運営に関して政治または政府のコントロールから自由であらねばならない。もちろん、国民の代表である議会により中央銀行に与えられた特権から生み出される利益の分配に国民が与かるべきことは広く認められているところである。しかし、例えば中央銀行の役員会に政府代表を入れる場合でさえ、その政府代表は役員会の少数に制限されなければならない。政府代表以外の役員は、とくに政府とは関係のない人であり、金融、産業、商業に関する高い識見を有する人であるべきだ。また中央銀行の仕事は政治的状況の中で取り扱われることが多いため、個人的利益や党派的利益に関係のない身分や独立性のある人物でなければならない。

### 3. 中央銀行は、政府のすべての銀行業務をとり行わねばならない。

政府の収入、支出は、1年のうち季節によって波があるため、政府はある時はかなりの資金余剰となる一方、ある時は資金不足のため借入れを行うことが不可避である。こうした政府資金の季節的な過不足の発生に伴い、通貨供給が大きく変動し、通貨価値が攪乱することは決して好ましくない。これを回避するには、政府の全ての資金取引を中央銀行に集中させ、中央銀行が全体の通貨需給を展望した上で政府の資金繰りの調整を行うことが望ましい。「政府の銀行」といわれる所以である。

わが国を例にとれば<sup>14)</sup>、「国庫統一の原則」及び「預金制度」により、あらゆる種類の国庫金は日本銀行に政府預金として集中され、国税の受入れや公共事業費・年金の支払など、国の資金の受払いに関する業務を日本銀行が一元的

14) 大内聡(2005)「わが国の国庫制度について」『ファイナンス』(財務省), 42-62頁。

に行っている。もっとも、米国のように、政府資金は連邦準備銀行の財務省預金勘定で保有されるほか、商業銀行の財務省租税国債勘定においても保有される国もある。

4．中央銀行は、銀行の銀行であり、商業銀行間の決済尻の決済のための代理人として行動しなければならない。

民間銀行は手元に必要な現金以外の全ての現金は中央銀行に準備として預けている。このように民間銀行の準備は中央銀行に集中され、一元的に保管されている。準備が中央銀行に集中されれば、国全体の流動性は効率的に維持され、決済も円滑となる。銀行間で生じる日々の差額は中央銀行に預けている預金間の振替で決済され、これにより、中央銀行の発行する銀行券の量がかなりの程度節約されるとともに、金本位制の下では銀行券発行の見返りに中央銀行が保有しなければならない金の量も節約される。これこそ「セントラル・リザーブ・バンキング」という名に相応しい機能である。

5．中央銀行は、一般の銀行業務に関して、通常は商業銀行と競争すべきでない。

中央銀行が商業銀行から準備として預けられた預金を運用して商業銀行と活発に競争することは、明らかに公正でない。商業銀行から見れば、自分たちが中央銀行に預けた預金を元にして、商業銀行の取引先が荒らされる形になる。さらに、中央銀行が季節的資金不足時や金融危機時において商業銀行を助けなければならない状況の時、中央銀行が商業銀行と同じ業務を行っていれば、中央銀行も商業銀行と同じ困難に陥り、中央銀行の重要機能である「最後の貸し手」機能を発揮できなくなる恐れがある。

6．中央銀行は、適切な条件の下で十分な貸出を提供することを公衆に保証すべきである。

商業銀行は、通常、適切な条件の下で中央銀行から合理的な貸出を受けられ

ることを前提に行動している。商業銀行が公衆の借入れ要求を断った場合、しばしばその責任を負わされるが、こうした批判に対する商業銀行の最善の方策は、中央銀行の持つ貸出権力に頼ることである。つまり、もし要求のあった公衆の借入れが健全かつ必要なものであれば、中央銀行は適切な条件の下で資金の供給を行うことを保証している。従って、もしそうでないと中央銀行が判断した場合は、公衆の借入れ要求に応えなかったのは正しかったと商業銀行は公衆に説明できることになる。

7. 中央銀行は、自己の利益のために、金利を付して資金を調達してはならない。

中央銀行の第一の目的は、利益を獲得することではなく、一国のために奉仕することである。このため、信用のコントロールを行う中で、中央銀行は、資金を投資せず手元においておかねばならないことや、収益資産を処分しなければならないことがしばしばある。いずれも利益獲得とは反対の行動である。中央銀行は、債務となる可能性のあるいかなる業務を行うことも控えるべきである。なぜなら、債務を抱えていると真の中央銀行機能を行使できなくなり、行動の自由を制限されるからである。金利を付けて預金を集めそれを運用して利益を上げようとするニーズが中央銀行にある場合、信用が過剰なためこれを抑制しなければならない状況にも拘らず、信用を増加させる結果、金融政策の目的を達成することが明らかに困難となる。

因みに、わが国においても、銀行が中央銀行に預ける預金は金利ゼロである。これは、中央銀行が預金を受入れるということは、それだけ銀行券が収縮することを意味し、従って預金の運用という概念はあり得ないとの考え方によるものである。ただし、必要ある場合に金利をつけて預金を受入れることを妨げる理由はないと解されている<sup>15)16)</sup>。

15) 高橋俊英編(1964)『金融関係法〔I〕』(日本評論社), 42頁。

16) 中央銀行当座預金への付利について現在の状況を世界的に見れば、次のとおりである。

欧州中央銀行やイングランド銀行は同預金に付利を行っており、その付利金利は中央銀行の誘導目標金利のフロアを形成している。中国人民銀行も付利しているが、これは銀行へ

8. 中央銀行は、適格手形の割引率を公表すべきであり、また定期的に自己の状況報告を公表すべきである。

これらは実業界への指針として必要である。なぜなら、これらが公表されれば、実業界は中央銀行の金融政策の行方や将来の金融見通しをある程度確信を持って知ることができるし、事業計画の作成に役立つことになるからである。

9. 中央銀行の資産は、可能な限り最も流動的な形で構成されるべきである。

中央銀行は、不動産担保貸出、無担保貸出、無担保当座貸し越しを行うべきでない。中央銀行は、一国の中央準備を護るために信用収縮を行う必要がある場合において最大の力を有していなければならない。そのため中央銀行の資産は大部分が短期の資産から構成されるべきであり、資産の全てが直ちに譲渡可能な性格のものから構成されるべきである。

因みに、現在の日本銀行は、保有資産の条件として、健全性、流動性、中立性の確保の3点に努めている旨、表明している<sup>17)</sup>。これに照らした時、民間金融機関の保有する株式を中央銀行が購入する(2002年11月から3年間)という近年行った日本銀行の行動は、通常の金融政策とは異なり、中央銀行自身が資本を供給しリスクを負担するものである。異例中の異例の措置であったとはいえ、中央銀行は上記の保有資産の条件をどのように考えたのか、中央銀行の財務の健全性、ひいては通貨の信認を損なう危険な行為ではなかったのか、この事例は、中央銀行の原点、原則に立ち戻って考えるべき重要な問題を提起している。

セントラル・バンキングの主要原則は上記のとおりである。しかし、これだけで完全とはいえないとして、ハーヴェイはさらに以下の4つの原則を補足している<sup>18)</sup>。

16) の事実上の補助金の性格が強い。米国も2006年の The Financial Services Regulatory Relief Act により付利が認められた。

17) 日本銀行企画室(2004)「日本銀行の政策・業務とバランスシート」、23 25頁。

18) Harvey, E. (1927) p.21 22.

10. 中央銀行は、要求払い以外の支払手形を振り出したり、引き受けたりすべきでない。

これに関連して、現在では売出手形を発行している中央銀行が存在する。わが国でも金利の付された中央銀行の売出手形が発行されている。わが国の場合、売出手形（日本銀行を振出人、受取人および支払人とする為替手形）は、市場における一時的あるいは季節的な余剰資金の円滑な吸収を図る趣旨の資金吸収手段として公開市場操作の発展の中で使用されるに至ったものである。売出手形は中央銀行が保有する債券の制約なしに金融市場から資金を吸収できるメリットのある一方、金利が付されているため中央銀行にとってコストが発生し収益を圧迫するため、財務の健全性を弱体化させる懸念がある<sup>19)</sup>。こうしたことやハーヴェイの原則からすれば、売出手形の活用は諸般の事情を十分考慮した上で、注意深く行われるべきものといえよう。

11. 中央銀行は、利益を得る目的から、自己勘定において一般的な商品取引に従事すべきでない。

12. 中央銀行は、貿易に従事すべきでないほか、商業、産業、その他の事業に対していかなる関心も持つべきでない。

13. 中央銀行は、自国外に支店を持つべきではないが、代理店を持つことはよい。

ハーヴェイのいう「支店」とは通常の商業銀行と業務面で競争するオフィスを意味しており、他方、「代理店」とは自国外において、自国本部の関心事項の調査活動などにも従事するオフィスを意味している。

最後に、信用秩序の維持に関する中央銀行の行動原則について、ハーヴェイ

19) 日本銀行の白川総裁は売出手形について「手形売出オベのように機動性のある資金吸収手段が存在するため、その後の準備預金の余剰を大きく懸念することなく、大量の資金を供給できる」と評価している（白川方明「International Monetary Conference 2008年6月3日、バルセロナ」における挨拶要旨）。

は次のように考える<sup>20)</sup>。信用秩序維持政策に関する枠組みは国により異なるものの、金融危機が発生した際、中央銀行が信用秩序の維持を図るべく「最後の貸し手」機能を発揮し事態を管理するのは中央銀行の最も重要な責務の1つである。金融危機時には、必要とあらば、中央銀行による援助が用意されていることを平常時から公衆に周知しておくことが極めて重要である。ここでいう援助とは、銀行が適格証券を持ち込めば中央銀行は銀行に自由に信用を供与するということである。この意味で、ハーヴェイは、金融危機時においては、いわゆるバジヨット原則を採用すべきことを強調している。公衆が中央銀行のこうした対応方針を平常時から知っていることが金融パニックを回避する上で強力な要因となって作用するのである。

ハーヴェイは中央銀行を次のように表現している。「中央銀行システムという機械装置は、天候の悪い時も良い時も一貫した計画のもとに動かなければならない。中央銀行という機械装置はいつも稼働状況を良好に維持し、十分油をさし、かくてどんな緊急事態にもスムーズかつ自動的に対応できるよう準備されていることになる。」<sup>21)</sup>

#### Ⅳ もう1つのセントラル・バンキングの一般原則

セントラル・バンキングの一般原則については、1921年当時、イングランド銀行のノーマン(Norman)総裁がこれを提示したことがある(表現は意図的にやや否定的な形となっている)。ノーマンは権威者を招いてこの原則の妥当性を議論している。ハーヴェイはイングランド銀行幹部としてこの原則の作成に深く関与したものと思われる。Ⅲで述べたハーヴェイの原則と重複する部分もあるが、ノーマンの提示した一般原則を以下に示すこととする<sup>22)</sup>。

1. 中央銀行は、一般的な業務において、その他の銀行と競争をすべきでない。

---

20) Harvey, E. (1927) p.22-23.

21) Harvey, E. (1927) p.23.

22) Sayers, R. S. (1976) Appendixes p.74(未邦訳)

2. 中央銀行は、自己の利益のために金利を付して資金の調達を行うとか、手形の引受けを行うべきでない。
3. 中央銀行は、他国に支店を持つべきでない。
4. 中央銀行は、他国との間において、自己の勘定において一般的な商品取引に従事すべきでない。
5. 中央銀行は、独立していなければならないが、金及び通貨を含めた政府のすべての業務を直接又は間接に行うべきである。
6. 中央銀行は、自国において、銀行の銀行でなければならない、それらが自国の企業及び経済資源を発展させるのを助けねばならない。
7. 中央銀行は、自国において、自行のトレーダーが他の銀行に奪われるのを護らなければならない。
8. 中央銀行は、他国に代理店を保有してもよい。
9. 代理店は（もしこれ自身が中央銀行でないならば）、他国の中央銀行との間で、全ての中央銀行業務及び類似業務を行うべきである。
10. 代理店は、他国の中央銀行から最も恵まれた待遇と情報を受けるべきである。
11. 代理店は、他国において、自国の政府の銀行業務及び類似業務を行うべきである。

上記のノーマン総裁の提示した一般原則には、ニューヨーク連邦準備銀行のストロング（Strong）総裁の示唆により、連邦準備制度において特別に重要な以下の3つの項目が追加された<sup>23)</sup>。

12. 中央銀行は、一国の銀行間で生じる手形交換所の差引き残高の決済機関として行動すべきである。また、その決済はできる限り広範囲をカバーすべきである。
13. 中央銀行は、加盟メンバーに関する国内情報を収集し、国内取引を規制す

23) Sayers, R. S. (1976) Appendixes pp.74-75 (未邦訳)

べきである。

14. 中央銀行は、信用と支援を求める銀行に対し検査を行う権限を有するべきである。

ところで、第1次世界大戦後における世界経済の特色の1つは国際金融協力が進展したことであり、ブリュッセルやジェノアで開催された国際会議はそれを象徴するものであった<sup>24)</sup>。こうした国際金融協力において中心的な役割を果たしたのはイングランド銀行のノーマン総裁であったが、彼が1922年にイングランド銀行において開催予定の中央銀行会議の決議案として用意した文書がある(なお、予定していた中央銀行会議は諸般の事情から延期された)。それは中央銀行の協調に関する決議案であり、8つの項目から成っている<sup>25)</sup>。セントラル・バンキングの原則を考える上で参考になると思われるので、これも以下に列挙しておくこととしたい。

1. 政治的コントロールからの自主性と自由は、全ての中央銀行にとって望ましい。
2. 中央銀行間における継続的な協力政策が望まれる。
3. 中央銀行間の協力には、各行の自由を阻害しない範囲において、割引率、為替の安定、金の移動等に関する情報や意見を中央銀行の間で秘密裡に交換することを含む。
4. 各中央銀行は、世界の経済及び貿易の安定を再構築するにあたり、国内利益のみならず国際利益の重要性を認識すべきである。
5. 各中央銀行は、海外における取引を、その国の中央銀行との取引に限定するよう努めるべきである。
6. 各中央銀行は、他国の中央銀行に対し、過度に利益にこだわることなく、金・貨幣・証券の保管、適格手形の割引等の適切な銀行ファシリティを供与す

---

24) 日本銀行(1983)342頁。

25) Sayers, R. S.(1976)Appendixes p.75(未邦訳)

るよう努めるべきである。

7. 各中央銀行は、他国の中央銀行のために保管している全ての金・貨幣・証券の引出しについて、絶対的な自由を保証する措置をとるべきである。

8. 各中央銀行は、自国において自由な先物為替市場がないときは、その市場の創設を支援するよう努めるべきである。

## V 結び

最後に、西川元彦氏が示された中央銀行の伝統理念を述べておきたい。西川氏は日本銀行におけるセントラルバンカーとしての長い経験とアカデミックな深い思索をもとに、中央銀行の伝統理念は、凝縮すれば、次の3つにまとめることができる<sup>26)</sup>。第1は「自由な市場メカニズムの尊重」であり、第2は「通貨価値の安定・維持の最重視」であり、第3は「政治に対する中立性・自律性の維持」である。しかも、これらの理念は、3つばらばらにあるのではなく、三位一体のものであることを強調されている。これらはいずれもハーヴェイによるセントラル・バンキングの原則と基底において同様のものであり、時代と国により具体的な現れ方は異なっても、現代も生き続けている。

## 参考文献

- Committee on Finance and Industry( 1931 ), *Minutes of Evidence taken before The Committee on Finance and Industry*, London His Majesty's Stationery Office( 西村閑也訳 『マクミラン委員会証言録 抜粋』日本経済評論社, 1985年 )
- Harvey, E( 1927 ), *Central Banks*, London General Press
- Roberts, Richard and David Kynastor( eds. )( 1995 ), *The Bank of England, Money, Power & Influence 1694 1994*, Oxford University Press ( 浜田康行, 宮島茂紀, 小平良一訳 『イングランド銀行の300年 マネー, パワー, 影響』東洋経済新報社, 1996年 )
- Sayers, R.S( 1976 ), *The Bank of England 1891 1944*, Cambridge University Press ( 西川元彦監訳 『イングランド銀行 1891~1944』東洋経済新報社, 1979年 )
- 西川元彦 ( 1984 ), 『中央銀行 セントラル・バンキングの歴史と理論』東洋経済新報社
- 日本銀行 ( 1983 ), 『日本銀行百年史 第3巻』日本信用調査株式会社

26) 西川元彦 ( 1984 ) 3, 138, 139頁。